第７章　緑地の保全及び緑化の推進のための目標及び施策

１．緑地の整備目標

目標年次（2040 年（令和 22 年））における確保すべき緑地の水準として、将来像や基本方針の達成状況を把握するため、以下の目標値を設定しました。

１－１．緑地の確保目標

■緑地の確保目標(都市計画区域)

項目	現況 2023 年（令和５年）	目標年次 2040 年（令和 22 年）
割合（Ｂ／Ａ）	60.7%	63.2%
都市計画区域面積（Ａ）	5,762.0ha	5,762.0ha
緑地の面積（Ｂ）	3,497.6ha	3,644.3ha※

※現況に、都市公園の整備面積の目標値 77.65ha、特別緑地保全地区、風致地区の指定面積の目標値 672.9ha を加え、緑地間の重複面積 603.9ha を除いた数値

２．施設緑地の整備目標

２－１．都市公園の整備目標

目標年次（2040 年（令和 22 年））における確保すべき緑地の水準として、施設緑地における将来像や基本方針の達成状況を把握するため、以下の目標値を設定しました。

■都市公園の整備目標（単位：ha）

種類	種別	現況 2023 年（令和５年）		目標年次 2040 年(令和 22 年)		緑の基本計画上の増量
		箇所数	面積	箇所数	面積	
住区基幹公園	街区公園	91	13.8	92	14.2	0.4
	近隣公園	4	3.7	4	4.3	0.6
都市基幹公園	総合公園	2	10.5	2	24.3	13.8
	運動公園	1	8.6	1	8.6	0.0
緑地	特殊公園	1	0.2	2	0.25	0.05
	緩衝緑地 都市緑地	25	55.89	25	118.69	62.8
合計		124	92.69	126	170.34	77.65

■新規都市公園の整備目標（単位：ha）

種別	公園	現況 2023 年 （令和５年）	目標年次 2040 年 （令和 22 年）	緑の基本計画上の増減
街区公園	みどり幼稚園跡地	0.0	0.4	0.4

■目標年次における都市計画公園の整備目標

目標	現状値 2023 年（令和５年）	目標値 2040 年（令和 22 年）
未整備の都市計画公園の開園面積割合	18.8%	40.5%

■未整備の都市計画公園の整備目標（単位：ha）

種別	箇所数	都市計画 決定面積	現況 2023 年 （令和５年）	整備目標 2040 年 （令和 22 年）	緑の基本計画 上の増量
街区公園	1	0.59	0.0	0.0	0.0
近隣公園	4	9.0	2.2	2.8	0.6
総合公園	2	52.6	10.5	24.3	13.8
運動公園	1	9.9	8.6	8.6	0.0
特殊公園	2	33.7	0.2	0.25	0.05
緩衝緑地・都市緑地	2	250.0	45.5	108.3	62.8
合計	12	355.79	67.0	144.25	77.25

３．施設緑地の整備に関する施策

３－１．都市公園の整備に関する施策

本市の都市公園は、全て都市計画区域に含まれ、124 か所、92.69ha が整備されています。都市計画区域内人口１人当たりの都市公園面積は、約 10.7 ㎡/人であり、基準値を満たしています。

今後、公園・緑地については、都市公園法に基づく公園の役割や規模に応じ、機能の強化を図るとともに、整備を推進します。

（１）街区公園の整備推進

初倉地域については、みどり幼稚園の跡地を公園用地として整備を推進します。

みどり幼稚園跡地イメージ図

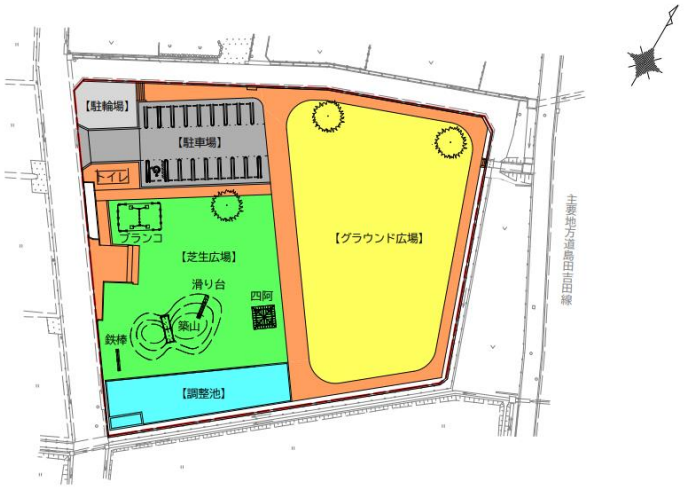

出典：島田市

（２）緑地の整備推進

大井川緑地は、緑地としての機能の充実が図られるように整備を推進します。

（３）防災機能の強化

災害時に避難地となる公園の整備に際しては、島田市地域防災計画と整合を図りながら多目的防災トイレや多目的シェルター、かまどベンチ、かまどスツール等の整備を目指します。

（４）ユニバーサルデザイン化の推進

市民の憩いの場、子どもの安全な遊び場、災害時の避難地といった都市公園の役割を維持・充実させるため、ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが利用しやすくなる施設整備を目指します。

（5）まちづくりのにぎわい拠点としての公園機能の強化

都市の中心拠点や地域拠点に位置する公園では、地域イベントや交流活動等、まちづくりやまち歩きの拠点として積極的に活用できる公園機能の強化を図ります。

■駅前緑地（サンカク公園）
出典：島田市

（6）グリーンインフラとしての都市公園の機能強化

市街地での都市公園の整備に際しては、遮熱性舗装や浸透ますの設置による遮熱対策や雨水流出の抑制、公共公益施設や水辺空間と一体となった公園整備によるまちの回遊性や憩い空間の創出等、多面的な機能の発揮に取り組みます。

（7）長期間未整備となっている都市計画公園・緑地の見直し

長期間未整備となっている都市計画公園については、公園機能の必要性、代替機能の有無等や現状の土地利用の状況等を踏まえ、「存続」「計画の変更」「廃止」に向けた見直しを行います。

＜長期間未整備区域がある都市計画公園＞
- 横井公園　・南町公園　・七丁目公園　・元島田公園　・大井川公園
- 伊太谷川沿岸公園　・中央公園　・横井運動場公園　・天神原公園
- 白岩寺公園　・大井川緑地　・かなや大井川緑地

3－2. 都市公園の管理に関する施策

（1）公園施設の長寿命化の推進

公園においては、老朽化した施設の改修等により快適な環境の維持に努めていくとともに、遊具等の安全点検により公園施設の長寿命化を推進します。

（2）地域住民や民間事業者と連携した公園の管理体制の構築

都市公園の整備に際しては、住民説明会やワークショップ等により住民ニーズを踏まえた公園のあり方を検討するとともに、検討経緯による地域とのつながりを通じて、「公園愛護会」の設立を促し、除草や補修等、市民と連携した日常の維持管理体制の構築を目指します。

都市公園の魅力と利便性の向上を図るために、公園整備に際して、民間の事業者を公募し選定する公募型設置管理制度（Park-ＰＦＩ）の活用の可能性について調査検討します。

３－３．都市公園を除く施設緑地の整備に関する施策

（１）公共施設緑地

１）地域資源を生かした緑地の整備

本市の豊かな歴史資源を活用した拠点となる蓬莱橋、川越し街道、諏訪原城跡周辺においては、歴史資源と一体となった公園・緑地の整備、保全を図ります。特に川越し街道では、島田宿大井川川越遺跡整備基本計画に基づき整備を行います。

■島田宿大井川川越遺跡
出典：島田市観光協会 HP

２）小中学校の運動場の開放

小中学校の運動場は、児童・生徒のための自由で多様に使用できる空間であるとともに、災害時の避難地やスポーツレクリエーション等の交流の場として地域に開放します。

３）街路樹の適切な維持管理の実施

市が管理する街路樹は、生態系や周辺環境への影響を考慮しながら、剪定による管理を行い、良好な街路景観を形成します。

植栽整備から一定の年数が経過した老木や大木化した街路樹のうち、点検・診断により、危険木と判定された樹木については、適切な更新（伐採及び再植栽）や撤去を進めます。

■市道 扇町祇園線
出典：島田市

住宅地内の地区幹線道路等については、「はなみずき通り」等、市民に親しまれる道路の愛称づけや市民参加による街路樹の維持管理を進め、快適な沿道景観の形成を図ります。

（2）民間施設緑地

1）市民農園の維持に向けた取組の推進

市民に開放されている市民農園は、都市で緑地とふれあえる貴重なまとまった資源であることから、利用に向けた情報発信等に努めます。

■島田市阪本農園

出典：島田市

2）社寺林・天然記念物の適切な維持管理の推進

市街地内に残された貴重な緑地である社寺林や天然記念物の大木は、枝払い等の適切な管理により、保全を図ります。

3）富士山静岡空港付近の森林整備の促進

富士山静岡空港付近の森林は航空機等の騒音等の緩衝帯としての役割が大きいことから環境保全のための整備を促進します。

４．地域制緑地の整備目標

目標年次（2040 年（令和 22 年））における確保すべき緑地の水準として、地域制緑地における将来像や基本方針の達成状況を把握するため、以下の目標値を設定しました。

４－１．法令による地域制緑地の整備目標

■法による地域制緑地の整備目標（単位：ha）

種　別	現　況	目標年次 2040 年(令和 22 年)
特別緑地保全地区	―	7.9
風致地区	―	665.0
農用地区域	1,333.2	1,333.2
河川区域	1,147.3	1,147.3
保安林	115.0	115.0
地域森林計画対象民有林	722.0	722.0
史跡・天然記念物	23.7	23.7

出典：現況は令和３年度都市計画基礎調査

■特別緑地保全地区の指定候補（単位：ha）

名　称	目標年次 2040 年(令和 22 年)
大井神社	1.6
白岩寺	1.8
天王神社	1.1
医王寺	2.5
厳室神社	0.9
合計	7.9

■風致地区の指定候補（単位：ha）

名　称	目標年次 2040 年(令和 22 年)
伊太１	32.6
伊太２	47.4
西野田	18.5
白岩寺	69.7
岸	41.2
権現原	83.0
阪本	21.6
湯日川	9.6
岡田	4.9
牛尾山	27.0
横岡番生寺	82.0
牧之原台地北斜面	227.5
合計	665.0

５．地域制緑地の整備に関する施策

５－１．特別緑地保全地区の指定

大井神社、白岩寺、天王神社、医王寺、厳室神社の周辺地域等の市街地内に残された貴重な緑である社寺林については、永続的な保存に努めるため、特別緑地保全地区の指定を検討します。

また、国において、地区の指定に係る積極的な支援について議論されているため、今後の動向を注視します。

■大井神社
出典：島田市観光協会 HP

■天王神社
出典：島田市観光協会 HP

５－２．風致地区の指定

伊太、白岩寺、岸、権現原、牧之原台地北斜面等の市街地外縁の斜面緑地は、緑地の骨格を形成し、無秩序な市街化や自然災害を防止する機能を有することから、風致地区の指定を検討し、適切な保全を図ります。

５－３．その他法によるもの

農用地区域、河川区域、保安林、地域森林計画対象民有林、史跡・天然記念物は、各種法令に基づき、保全を図ります。

（１）農用地区域の保全

農用地区域については、農業振興地域の整備に関する法律に基づき定期的に見直しを行い、荒廃農地の発生の防止等、農用地の保全に努めます。

（２）河川敷を活用した自然と親しめる空間づくりの推進

市民生活にうるおいと安らぎを与えている大井川の計画的な改修と河川敷の多面的活用について、国に働きかけます。

大津谷川については、水量の確保及び水質の浄化に努め、多自然工法を活用した生物にもやさしい環境を形成するとともに、親水護岸等、水に親しめる空間づくりを図ります。

（3）保安林の指定による森林の保全

保安林は森林の持つ公益的機能の維持増進のため森林法に基づき国・県において指定し、水源のかん養や土砂流出防備に努めます。

（4）民有林の保全

森林法に定義される民有林の保全・整備等については、森林法に基づく島田市森林整備計画において実施していきます。

（5）史跡・天然記念物の緑地の適切な維持管理

史跡・天然記念物等の文化財で緑地として捉えるものは、文化財と一体となって、保全、適切な管理に努めます。

■特別緑地保全地区制度（参考）

項　目	制度の概要
目的	都市における良好な自然的環境となる地区において、建築行為等、一定の行為の制限等により現状凍結的に保全する制度です。これにより豊かな緑地を将来に継承することができます。
根拠法	都市緑地法第 12 条
指定要件	○無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの ○神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの ○次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を維持するために必要なもの ・風致又は景観が優れているもの ・動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもの
指定主体	特別緑地保全地区は、都市計画法における地域地区として、市町村（10ha 以上かつ２以上の区域にわたるものは都道府県）が計画決定を行います。
制限される行為	特別緑地保全地区に指定されると、次の行為を行う場合に、都道府県知事（市の区域内にあっては当該市長）の許可が必要になります。 ・建築物その他工作物の新築、改築又は増築 ・宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更 ・木竹の伐採 ・水面の埋立て又は干拓 ・屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積等
土地の買入	土地所有者が行為の制限を受けることにより、土地の利用に著しい支障をきたす場合、都道府県知事（市の区域内にあっては当該市長）に対して、その土地を買入れる旨申し出ることができます。 この場合、市町村、都道府県あるいは緑地管理機構がその土地を買入れます。 地方公共団体は、土地の買入れ費用や買い入れた土地の保全利用にあたり必要な施設の整備費用について、国の社会資本整備総合交付金を活用することができます。
指定のメリット	特別緑地保全地区の指定には土地所有者にとって次のようなメリットがあります。 ○次の優遇税制により、土地の所有コストを軽減できます。 ・相続税：山林及び原野については８割評価減となります。 ・固定資産税が最大 1/2 まで減免されます。 ○建築行為等の申請が不許可となった時に土地の買入れを申し出ることができます（都市緑地法第 17 条）。譲渡所得には 2,000 万円の控除が適用されます。 ○管理協定制度を併用することにより、管理の負担を軽減することができます。 ○市民緑地制度を併用することにより地域の自然とのふれあいの場として活用を図ることができます。

出典：国土交通省　都市局　公園緑地・景観課ＨＰ

■風致地区制度（参考）

項　目	制度の概要
目的	風致地区は、都市における風致を維持するために定められる都市計画法に規定する地域地区です。 「都市の風致」とは、都市において水や緑等の自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観であり、風致地区は、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めるものです。
根拠法	都市計画法第８条第１項第７号
指定主体	風致地区は、10ha 以上は都道府県・政令市が、10ha 未満は市町村が指定し、風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（以下、「風致政令」という。）で定める基準に従い、地方公共団体が条例（以下、「風致条例」という。）を制定することとしています。
制限される行為	風致政令における行為規制の内容は以下のとおりであり、許可が必要となります。 ・建築物の建築その他工作物の建設（建ぺい率、高さ、壁面後退） ・建築物等の色彩の変更 ・宅地の造成等（適切な植栽等により覆われた率、のり） ・水面の埋立て又は干拓 ・木竹の伐採 ・土石の類の採取 ・屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

出典：国土交通省　都市局　公園緑地・景観課ＨＰ

６．都市緑化の推進方針

６－１．グリーンインフラの取組の推進方針

市街地においては、協働による都市公園の整備や民間建築物又は公共公益施設の緑化、緑化施設の整備等、戦略的な緑地のネットワークの形成を行い、都市型水害対策や都市の快適性・生産性向上等を図ります。

立地適正化計画に定める居住誘導区域外の区域について、中長期的に発生する低未利用地をグリーンインフラとして位置づけ、緑地としての活用に取り組みます。

＜グリーンインフラとしての活用のイメージ＞

◆低未利用地を地域の「緑地」として管理・活用

←低未利用地を広場として地域の子どもの遊び場等として活用

ボランティア団体等が低未利用地をみどりに親しむ場として管理し、一般公開する地域の庭として登録→

出典：グリーンインフラの事例（国土交通省、令和元年７月）

６－２．公共公益施設の緑化の推進方針

公共公益施設の整備に際しては、施設の敷地や建築物の緑化を進め、遮熱対策や雨水流出の抑制、景観の向上等、グリーンインフラとしての効果の発揮に努めます。

市街地では、道路を始め公共公益施設単独で緑化スペースを生み出すには限界があります。このため、面整備や都市施設整備、建替等の機会を活用し、道路境界部の緑化や特色のあるシンボルツリーの植栽等により、緑化に努めます。

公共公益施設へのグリーンカーテンの設置を促進するとともに、市民・事業者によるグリーンカーテンの設置を支援します。

＜島田市役所新庁舎＞

- 南側の前面道路に対して市民の憩いの場や緑地帯をつくり、まちの回遊性を演出します。
- 市のシンボル「帯桜」の保全を行い、市民に親しまれるランドスケープデザインでまちづくりに貢献します。

６－３．民有地の緑化の推進方針

（１）住宅地の緑化の促進

大規模な住宅地が開発される場合等は、必要に応じて地区計画や建築協定、景観協定等の導入を検討し、緑化や緑地の保全を図り良好な住環境の維持を図ります。

また、緑豊かなまちづくりを推進するとともに、地震時のコンクリート塀の倒壊による被害の減少を図るため、生け垣づくり補助金制度により、住宅用地等、民間の敷地外周の生け垣の整備に対する補助を積極的に進めます。

（２）工場地周辺の緑化の促進

新たに工場等の立地が計画された場合は、地域の環境保全が図られるよう、事業者に対し、緑化を促進します。

（３）商業空間の緑化の促進

島田駅を中心とした中心市街地等の商業地では、商業施設や店舗等のスペースを有効活用して、緑化により、彩りとうるおいのある空間の創出を促進します。

（４）茶園（茶草場）の保全

大井川右岸に見られる茶園は、本市の特徴的な景観を形成し、生物多様性にも資することから、茶園と周辺の茶草場の保全に努めます。

■駅前広場の芝生化
駅前緑地（サンカク公園）

出典：島田市

（５）花の名所となる緑道・緑地の魅力向上

花の名所ともなっている栃山緑道、大代川堤防桜植栽地等の緑道や緑地は、四季の豊かな景観を楽しむことのできる憩いの場として、適切な維持管理に努めます。

（６）まちづくりのルールを活用した緑化の促進

大規模な住宅地が開発される場合等は、必要に応じて地区計画や建築協定、景観協定等の導入を検討し、緑化や緑地の保全を図り良好な住環境の維持を図ります。

６－４．市民の参加協力等の推進方針

（１）市民による緑化・美化活動の支援

花と緑で彩られた都市空間を創出するため、島田市緑化推進事業補助金の活用等を進め、花の会による季節ごとの植え付け作業等、市民の緑化活動について支援します。

地域住民に愛される公園の維持管理を図るため、公園愛護会の募集と共に、公園愛護会の活動への報奨金や消耗品の提供等の支援を進めます。「公園愛護デー」を通じ て、公園愛護会の美化活動の普及を図ります。

市民・事業者による環境保全活動を「しまだエコ活動」として登録し、活動内容を広く市民に情報発信する等、活動を支援します。

■公園愛護会（往還下公園）

出典：島田市

（２）市民との協働による河川の水環境・景観の保全

大津谷川等、河川沿いの桜並木については、市民との協働により適切な維持管理に努め、市民に親しまれる景観形成を図ります。また、河川愛護団体への支援等により、市民と協働で取り組む水辺環境の保全を推進します。

（３）緑のイベントの開催

緑化活動の推進や市民の緑化意識の向上を目的に、桜、バラ等、花の祭りの開催を支援します。

全国ばら制定都市会議（ばらサミット）への参加や、国や県が主催する緑化フェア等のイベントの誘致を図っていきます。

（４）学校等における環境教育の推進

学校におけるグリーンカーテンの設置や小中学生を対象にしたアース・キッズ事業、夏休み親子環境学習講座等を通じて、自然体験活動や環境教育の推進等に努めます。

■緑のカーテン（五和小学校）

出典：五和小学校 HP

（５）緑のコンクール、表彰の実施

緑化活動に関わっている人々にとって、その実績が評価されることは励みになります。市内の緑化団体に対して、国や県主催の緑のコンクールや表彰の募集を案内する等、活動意欲を高めていきます。